

# 新型コロナウイルス感染症の影響により、事業収入が減少した 中小事業者等に対する固定資産税の軽減措置について

**特例の適用には令和3年2月1日(月)までに申告が必要です**

## 【1 特例の概要】

中小企業者・小規模事業者の税負担を軽減するため、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置に起因して、事業収入が減少した中小事業者等が所有する事業用家屋及び償却資産について、事業収入の減少割合に応じて令和3年度に限り、固定資産税及び都市計画税の課税標準額をゼロ又は2分の1とする特例措置です。

## 【2 対象者】

令和2年2月から10月までの任意の連続する3カ月間の事業収入の合計額が、前年の同期間の事業収入と比べて、70%以下となる中小事業者等※に該当すること（性風俗関連特殊営業を営む者を除く）

※中小事業者等：資本金の額が1億円以下の法人、常時使用する従業員の数が1,000人以下の法人・個人事業主

## 【3 事業収入合計の前年比割合及び特例率】

令和2年2月から10月までの任意の連続する3カ月間の事業収入の合計額について、前年の同期間と比較した際の割合	適用される特例率
50%以下の場合 (前年比で50%以上の収入減少)	ゼロ
50%超70%以下の場合 (前年比で30%以上50%未満の減少)	2分の1

## 【4 特例の対象となる資産】

### 1. 償却資産

中小事業者等が所有し、かつ、その事業の用に供する償却資産

※ 本特例は、所有する全ての資産に適用され、他の特例と同時に適用されません。

### 2. 事業用家屋

中小事業者等が所有し、かつ、その事業の用に供する家屋

※ 個人の方が自己の居住の用に供している部分は、特例の対象とはなりません。

なお、土地は特例の対象とはなりません。

## 【5 申告期限】

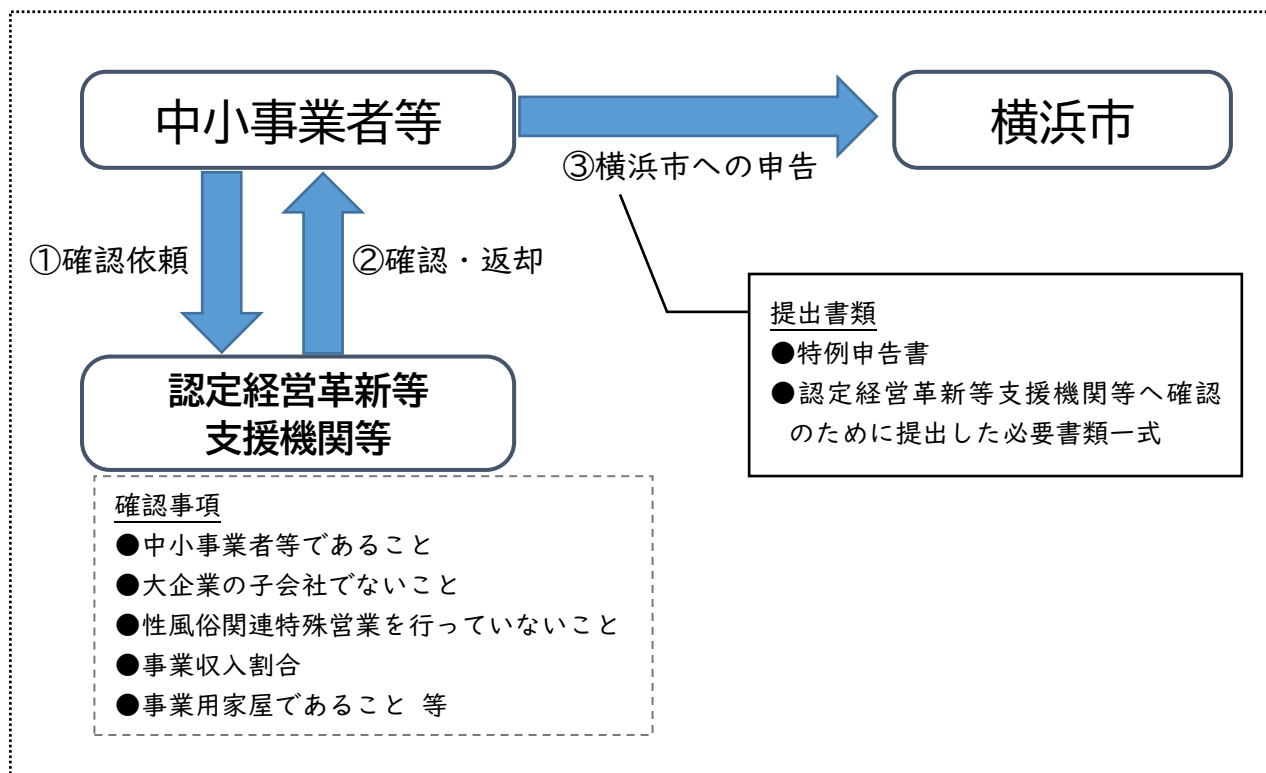
認定経営革新等支援機関等の確認を受けたうえで、

令和3年2月1日(月)までに横浜市への申告が必要です(当日消印有効)。

※特例申告書様式については、横浜市ウェブサイトからダウンロードして下さい。

## 【6 申告までの流れ】

以下の①から③の手順で申告してください。



### ①確認依頼

特例申告書様式に必要事項を記入し、必要書類※を添えて認定経営革新等支援機関等へ、本特例措置の適用要件を満たしていることの確認を依頼します。

※ 必要書類 : 事業収入の減少割合が確認できる書類  
居住用・事業用割合が確認できる書類  
不動産賃料の猶予期間や金額が分かる書類 等

### ②確認・返却

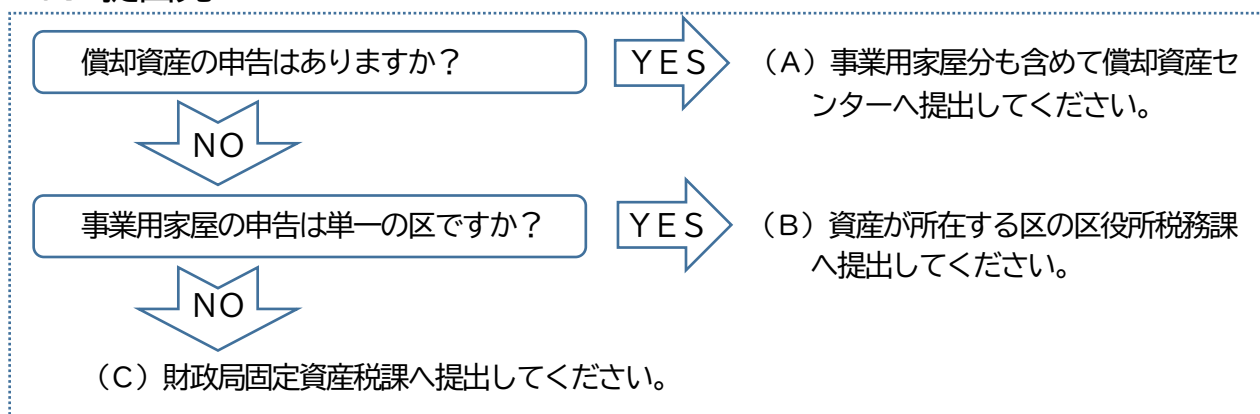
認定経営革新等支援機関等の確認が完了すると、特例申告書の【認定経営革新等支援機関等確認欄】に記入・押印され、返却されます。

### ③横浜市への申告

返却された特例申告書及び必要書類一式を【7 特例申告書の提出先及び提出部数】に従って申告してください。

## 【7 特例申告書の提出先及び提出部数】

### 1. 提出先



### 2. 提出部数

提出先	特例申告書及び必要書類一式の提出部数	
	(A) 償却資産センター	償却資産のみ
	事業用家屋あり	償却資産分1部 <sup>※1</sup> +事業用家屋の所在する区の数 <sup>※2</sup>
(B) 資産が所在する区の区役所税務課	1部	
(C) 財政局固定資産税課	事業用家屋の所在する区の数 <sup>※2</sup>	

※1 複数の区に償却資産をお持ちでも、償却資産分として1部で構いません。

※2 2部以上提出する場合は、2部目以降は「写し」で構いません。

## 【8 提出方法】

### 1. 郵送

「減収特例申告書在中」と封筒等に朱書きして提出してください。

### 2. eLTAX

償却資産の申告については、例年どおりeLTAXによる電子申告が可能です。

資産の所在する区ごとに作成した償却資産申告書及び種類別明細書に、特例申告書及び必要書類一式をイメージデータ等（PDF形式等）で添付して申告してください。

詳しい申告方法は横浜市ウェブサイトです必ず確認してください。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/koseki-zei-hoken/zeikin/shizei/koteishisan/koteishuunyuugen.html>

トップ>暮らし・総合>戸籍・税・保険>税金>横浜市の市税（事業者向け）>固定資産税（償却資産）>該当のページ

横浜市 新型コロナ 固定資産税

検索

申告期限（令和3年2月1日）を過ぎてしまった場合、軽減措置を受けることができなくなります。お早めにご申告ください。

## 【9 認定経営革新等支援機関等へ提出する必要書類についてのお問合わせ先】

お問合わせ先 (中小企業庁 HP より)	連絡先
中小企業 固定資産税等の軽減相談窓口	0570-077-322 ※IP 電話等のため上記電話番号に発信できない場合、下記までお問い合わせください。 03-4335-4543 受付時間：9:30-17:00(平日のみ)

又は、依頼先の認定経営革新等支援機関等へご確認ください。

## 【10 提出先・お問合せ先】

(A) 償却資産のみを申告する場合及び償却資産に事業用家屋を含めて申告する場合

提出先	所在地	連絡先
横浜市 償却資産センター	〒231-8343 横浜市中区山下町2番地 産業貿易センタービル5階	045-671-4384

(B) 事業用家屋のみを申告する場合で、単一区に申告の場合

提出先	所在地	連絡先
鶴見区 税務課 家屋担当	〒230-0051 横浜市鶴見区鶴見中央3-20-1	045-510-1729～32
神奈川区 税務課 家屋担当	〒221-0824 横浜市神奈川区広台太田町3-8	045-411-7054～6
西区 税務課 家屋担当	〒220-0051 横浜市西区中央1-5-10	045-320-8354～5
中区 税務課 家屋担当	〒231-0021 横浜市中区日本大通35	045-224-8204～6
南区 税務課 家屋担当	〒232-0024 横浜市南区浦舟町2-33	045-341-1163～4
港南区 税務課 家屋担当	〒233-0003 横浜市港南区港南4-2-10	045-847-8365～7
保土ヶ谷区 税務課 家屋担当	〒240-0001 横浜市保土ヶ谷区川辺町2-9	045-334-6254～6
旭区 税務課 家屋担当	〒241-0022 横浜市旭区鶴ヶ峰1-4-12	045-954-6053～6
磯子区 税務課 家屋担当	〒235-0016 横浜市磯子区磯子3-5-1	045-750-2365～8
金沢区 税務課 家屋担当	〒236-0021 横浜市金沢区泥亀2-9-1	045-788-7754～7
港北区 税務課 家屋担当	〒222-0032 横浜市港北区大豆戸町26-1	045-540-2281～5
緑区 税務課 家屋担当	〒226-0013 横浜市緑区寺山町118	045-930-2274～7
青葉区 税務課 家屋担当	〒225-0024 横浜市青葉区市ヶ尾町31-4	045-978-2254～7
都筑区 税務課 家屋担当	〒224-0032 横浜市都筑区茅ヶ崎中央32-1	045-948-2270～3
戸塚区 税務課 家屋担当	〒244-0003 横浜市戸塚区戸塚町16-17	045-866-8369～72
栄区 税務課 家屋担当	〒247-0005 横浜市栄区桂町303-19	045-894-8365
泉区 税務課 家屋担当	〒245-0024 横浜市泉区和泉中央北5-1-1	045-800-2365～7
瀬谷区 税務課 家屋担当	〒246-0021 横浜市瀬谷区二ツ橋町190	045-367-5665～6

(C) 事業用家屋のみを申告する場合で、複数区に申告がある場合

提出先	所在地	連絡先
財政局 固定資産税課	〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10	045-671-2260

発行 横浜市財政局主税部固定資産税課 令和2年10月発行(12月更新)  
〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10(市庁舎12階)  
TEL: 045-671-2260・2286 FAX: 045-641-2775  
E-mail: za-koteishisanzei@city.yokohama.jp